平成28年1月19日　火曜日　官　報　（号外第11号）

○国土交通省告示第百五十八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16424	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｋ　ＣＢＺ	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町５－10
16427	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－13Ｃ　ＤＬ	〃	〃
16488	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－６Ｒ　ＣＢＺ	〃	〃
16547	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－６Ｒ　ＣＢＺＷ	〃	〃
16615	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－13Ｃ　ＡＶ	〃	〃
16616	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｋ　ＣＡＶ	〃	〃
16669	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｔ　ＣＡＶ	〃	〃
16792	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－７Ｎ　ＣＡＶ	〃	〃
16814	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－３Ｃ　ＣＡＸ	〃	〃
16976	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｋ　ＣＡＶＫ	〃	〃
17276	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－３Ｃ　ＣＣＺＦ	〃	〃
17340	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－16Ｃ　ＣＺ	〃	〃
17444	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－６Ｒ　ＣＴＨ	〃	〃
17445	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｋ　ＣＴＨ	〃	〃
17446	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｋ　ＣＴＨＫ	〃	〃
17447	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｔ　ＣＴＨ	〃	〃
17448	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｔ　ＣＴＨＷ	〃	〃
17451	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－13Ｃ　ＴＨ	〃	〃
17546	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－６Ｒ　ＣＰＴ	〃	〃

○国土交通省告示第百五十九号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17810	トヨタ　ＣＢＦ－ＧＲＪ76Ｋ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
17811	トヨタ　ＣＢＦ－ＧＲＪ79Ｋ	〃	〃

○国土交通省告示第百六十号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
15687	ランドローバー　ＣＢＡ－ＬＦ32	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門４丁目３番13号
16079	ジャガー　ＣＢ　Ａ－Ｊ05ＦＡ	〃	〃
16254	ジャガー　ＣＢ　Ａ－Ｊ438Ｂ	〃	〃
16255	ジャガー　ＣＢ　Ａ－Ｊ43ＹＢ	〃	〃
16308	ジャガー　ＣＢ　Ａ－Ｊ05ＬＢ	〃	〃
16339	ランドローバー　ＡＢＡ－ＬＡ５Ｎ	〃	〃
16342	ランドローバー　ＡＢＡ－ＬＳ５Ｎ	〃	〃
16343	ランドローバー　ＡＢＡ－ＬＳ５Ｓ	〃	〃
16449	ジャガー　ＣＢ　Ａ－Ｊ12ＬＡ	〃	〃
16451	ジャガー　ＣＢ　Ａ－Ｊ24ＬＡ	〃	〃
17460	ランドローバー　ＣＢＡ－ＬＦ２Ｂ	〃	〃
17477	ランドローバー　ＡＢＡ－ＬＧ５ＮＡ	〃	〃